

関広資第139号

令和4年11月1日

調理師関係団体 各位

関西広域連合本部事務局  
資格試験・免許課長

調理師就業届出制度の周知について（依頼）

平素は、関西広域連合の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

調理師の就業届出につきましては、調理師法（昭和33年法律第147号）第5条の2第1項に基づき2年ごとに実施されており、本年度が調理師就業届出の実施年となっております。本届出は、調理師の就業状況の実態を明らかにし、調理師による地域住民や施設利用者の食生活向上のための取組を充実させていくことを目的として行うものです。

つきましては、別紙「調理師業務従事者届」の配架及び貴団体会員の調理師への周知等に御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、オンラインで届出が行えるよう、専用Webフォームもございますので、御活用ください。

また、同封のチラシや届出様式が追加で必要な場合は、下記担当まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。

【事務担当】

資格試験・免許課 河中、稲葉

TEL：06-4803-5669，Fax：06-6443-7566

E-mail：shikakushiken@kouiki-kansai.jp